

RCEP と在 ASEAN 日系企業への影響
(Impact on RCEP and Japanese companies in ASEAN)

助川成也 (国土舘大学)

地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定について、その基本に据えられているのは、「ASEAN の中心性」である。RCEP は ASEAN とパートナー国との ASEAN+1FTA を広域化・重層化し、自由化やルールの上積みを目指した取組みと形容出来よう。

それにも関わらず、交渉に 8 年もの期間を要したのは、一部のパートナー国同士には交渉の土台となる FTA がなく、一からの交渉が求められたこと、電子商取引などほとんどの ASEAN+1FTA には含まれていない分野も新たに交渉範囲になったこと、そして交渉参加国の経済実態や制度、その範囲の関心度合いに温度差があったこと、等である。その弊害は、共通譲許方式をとる国と個別譲許方式をとる国とが混在する複雑な関税削減方法に表れている。

しかし、RCEP は基本的に ASEAN+1FTA を広域化・重層化する構想のため、ルール導入・形成では ASEAN と歩調を合わせている。RCEP での原産地証明制度では「認定輸出者制度」を採用し、「電子的な原産地証明書」を利用可能にするが、それらは 20 年に ASEAN で本格稼働したものである。サービス貿易分野では、自由化方式を「約束表方式」から「留保表方式」へ移行を図っているが、ASEAN も 20 年に ASEAN サービス貿易協定 (ATISA) への一連の署名手続きが完了、「留保表方式」への移行を図っている。このように RCEP での自由化やルール形成は、ASEAN の取組みと軌を一にしている。

これら RCEP の自由化やルール形成は、RCEP 地域にサプライチェーン網を築く在 ASEAN 日系企業の活動円滑化に資する。在 ASEAN 日系企業の RCEP 域内輸出入比率は 80~95% に達する。また従来、ASEAN からの RCEP 締約国向け輸出は、仕向け国毎に原産地規則が異なる場合や書式・必要記載事項が FTA 毎に異なり、企業にとって負担になっていた。今般、RCEP によって、同一品目・同一原産地規則が実現し、書式・必要記載事項の統一化は、企業の管理負担の軽減と、更なる取引の活性化に繋がることが期待される。

(以上)